

[事案 29-93] 新契約無効請求

・平成 30 年 1 月 30 日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人から詳しい内容説明を受けなかったことを理由に、契約の無効および一時払保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成 27 年 9 月に契約した外貨建変額終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、一時払保険料を返還してほしい。

- (1) 信託銀行職員の募集人から詳しい内容説明を受けず、契約内容を理解せずに、募集人に言われるがまま申込みを行った。
- (2) 本契約の募集行為は金融商品取引法 37 条・38 条・40 条、保険業法 100 条・294 条・300 条・307 条等に違反する。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の募集に不適切な点は認められない。
- (2) 契約時の申立人の意思能力に問題はなく、ふやしてのこす終身保険に対するニーズがあった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、申立人ならびに募集人およびその上司の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の募集行為が各種法規制に違反するものとは認められないが、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 申立人の主張は、契約時、申立人には本契約の内容を理解し、判断することができる能力（意思能力）がなかったとの主張と捉えることができる。
- (2) 事情聴取の際の申立人の様子（陳述内容）を踏まえると、少なくとも事情聴取実施当時（平成 29 年 10 月）には、申立人の意思能力が著しく減退しているのではないかと判断される。
- (3) 問題となるのは、契約時における申立人の意思能力の有無であるが、裁判外紛争解決機関である当審査会では、この点を認定することは著しく困難と言わざるを得ない。本件は、鑑定の手続や、厳格な証拠調べ手続（宣誓の上、虚偽の供述に対しては、本人には過料の制裁が、証人には偽証罪の適用があり、相手方当事者による反対尋問権が保障されている手続）を具えている裁判所において解決することが適切である。